

答 申 書

第1 令和8年1月15日付け坂高発第124号の保有個人情報審査諮問書による
諮問について

1 審査会の結論

保有個人情報の開示の実施機関である市長（以下「実施機関」という。）が
令和7年12月26日付け坂高収第3367号で行った全部不開示決定処分
（対象文書の不存在）に関する判断は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

令和7年12月28日付けであった審査請求の趣旨は、審査請求人が個人情報
の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づき行った、①担当職員に
よる電話対応に関する記録（通話記録・通話履歴・内線ログ・対応メモ）及び
②「電話切電対応」を適切と判断した際の内部決裁文書、確認メモ、上席指示
メール、またはこれに準ずる意思決定記録の開示請求に対して令和7年12月
26日付け坂高収第3367号により実施機関が行った全部不開示決定処分
（対象文書の不存在）を取り消し、対象文書の調査・開示を求めるものである。

3 審査請求の理由の要旨

通常の行政実務において（住民対応・苦情対応について）、通話履歴、対応
メモ、内容確認記録等が一切作成・保存されていないとするのは不自然であり、
「不存在」と判断する合理性を欠く。

不存在と判断するにあたり、どの部署を対象としたのか、どの範囲の文書を
調査したのか、電子データ・メール・メモ等を含めた調査を行ったのか、誰が
いつどのように調査したのか、十分な調査を尽くした結果としての不存在判断

とは認め難く、判断過程が不透明であり、妥当性を欠く。

仮に、本件対象文書が実際に存在しないとしても、住民対応及び不利益性を伴う行為について記録が作成されていない、又は適切に保存されていないのであれば、それ自体が行政の文書管理及び内部統制上の問題である。

単に「不存在」として処理を終了することは相当ではなく、少なくとも、適切な調査及び説明がなされるべきである。

4 実施機関の弁明の要旨

(1) ①について

高齢者福祉課において、相手方から入電があった場合、通話を録音することなく、口頭でのやりとりを行っている。また、通話を録音する機能がないことから、通話記録は存在しない。相手とのやりとりにおいて必要な場合は、通話中の対応内容をメモにとり、相談記録を作成した後、メモは処分している。通話履歴及び内線ログについては、保存する機能がないため記録として存在していない。

(2) ②について

審査請求人から電話連絡があった際、電話対応について切電をすることの指示が上席からあったが、口頭でのやりとりであったため、記録として存在していない。

5 審査会の判断

(1) 判断理由

ア ①について

これらの記録については、担当職員に作成義務はなく、また、保存義務もない。

それゆえ、これらの記録が不存在であることは、不自然、不合理ではない。

イ ②について

電話対応についての上席からのその場での指示については、口頭でのやりとりが一般的であり、仮に文書によるやりとりがあったとしても、その文書に保存義務はないことから、不存在であることは不自然、不合理ではない。

(2) 結論

よって、1のとおり答申する。

第2 令和8年3月23日付け坂高発第848号の保有個人情報審査諮問書による諮問について

1 審査会の結論

実施機関が令和8年1月30日付け坂高収第3366号で行った部分開示決定処分について、開示された令和7年12月5日作成の「支援経過一覧表」の4ページの7行目の「娘の」から同ページの8行目の「中で」まで、同行目の「6回」から同ページの10行目の「になり、」まで、及び同行目の「が間に」から同ページの11行目の「した。」までを不開示とした判断は、不当である。

その余の部分開示決定処分及び全部不開示決定処分に関する判断は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

令和8年2月10日付け（令和8年1月30日付けであったが、2月10日のメールにより補正された日付）であった審査請求の趣旨は、審査請求人が法に基づき行った、①高齢者福祉課および地域包括支援センターにおける審査請求人の母親に関する面会記録・訪問記録・相談記録・評価記録（担当者名・日付の特定できるもの一式）、②「自宅に帰りたくない」旨の発言記録とされる文書（逐語記録・要約・メモ・担当者記録・メール等）※発言確認時の同席者

氏名を含む、③担当職員による電話応対に関する記録（通話録音・通話履歴・内線ログ・応対メモ）、④切電対応を「適切」と判断した際の内部決裁文書・確認メモ・上席指示メール、⑤坂戸市による「ショートステイ以前から身体機能が低下していた」と判断する根拠資料（評価票・アセスメント票・判定資料等）、⑥在宅復帰・在宅介護移行に関する協議体設置・日程調整等の内部協議記録および関係機関とのやりとり文書、⑦本件に関して市が作成・取得した外部機関連絡文書（介護施設・医療機関・埼玉県等との文書一式）の開示請求に対して令和8年1月30日付け坂高収第3366号により実施機関が行った部分開示決定処分及び全部不開示決定処分のうち不開示とされた部分について取り消し、対象文書の開示を求めるものである。

3 審査請求の理由の要旨

「不存在」「事務の適正な運営に支障を及ぼすおそれ」等を理由として不開示とされているが、これらの判断は妥当性を欠く。

開示された「支援経過一覧」について、その大部分が黒塗りとされており、行政判断の過程・評価内容・判断主体が確認できない状態となっており、市民が判断過程の適否を検証することができず、情報公開制度の趣旨である説明責任の確保が十分になされているとはいえない。

本件では、「文書不存在」を理由とする不開示の前提を欠き、黒塗りの範囲が最小限度の原則に反している可能性がある。

本件処分は、実質的全面不開示に該当すること、必要最小限原則に違反すること、本人情報の開示を不当に拒否していること、理由提示義務を満たしていないこと、裁量権の逸脱・濫用に該当することから、違法または著しく不当である。

4 実施機関の弁明の要旨

(1) 部分開示について

ア 部分開示した「支援経過一覧表」の日時担当者の欄の日時と課名を不開示としていない項目の「内容」欄に記載のある事項（電話／状況確認などの対応方法・内容の部分を除く。）、アセスメント表及び相談記録表を不開示とした理由は、支援経過一覧表等は、審査請求人以外の特定個人の支援事業に関する記録として作成したものであり、特定個人の情報、関係者とのやりとり、関係者からの情報提供等が記録されていて、審査請求人の個人情報に関する記載事項（以下「本件情報」という。）を開示することにより、審査請求人から関係者への電話等による働き掛けがされるおそれがあること等から、関係者が萎縮等をしたり、関係者との信頼関係が損なわれたりするおそれがある。

また、特定個人の生命、身体等の保護を主たる目的とする事務事業の性質上、本件情報を開示することにより、関係者が萎縮等をして率直な意見等がなくなったり、関係者との信頼関係が損なわれて市への情報提供がなくなったりすることによって、特定個人の保護のために必要となる有益な情報が得られなくなるおそれがあるということは、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件情報は、法第78条第1項第7号に該当する。

イ 「支援経過一覧表」の日時担当者の欄の担当者名を不開示とした理由は、担当者名は審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号に該当する。

また、審査請求人と職員との電話でのやりとりの中で、職員を萎縮させるような言動があったことから、担当者名を開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、担当者名は法第78条第1項第7号に該当する。

ウ 上記ア及びイ以外の情報について、不開示とした理由は、特定の個人に関する記録であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号に該当する。

(2) 全部不開示について

ア ③について

高齢者福祉課において、相手方から入電があった場合、通話を録音することなく、口頭でのやりとりを行っている。また、通話を録音する機能がないことから、通話録音は存在しない。相手とのやりとりにおいて必要な場合は、通話中の対応内容をメモにとり、相談記録を作成した後、メモは処分している。通話履歴及び内線ログについては、保存する機能がないため記録として存在しない。

イ ④について

審査請求人から電話連絡があった際、電話対応について切電をすることの指示が上席からあったが、口頭でのやりとりであったため、記録として存在していない。

ウ ⑦について

当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、捜査、特定個人を保護する事業等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報としての不開示情報を開示することとなるものについては、法第81条の規定により、存否応答拒否とする。

5 審査会の判断

(1) 判断理由

ア 部分開示について

①、②、⑤及び⑥について、これらの情報が「支援経過一覧表」に記載さ

れているところ、不開示を不当と判断した部分については、審査請求人個人に関する情報であり、法第78条第1項各号に該当するものではない。

その余の不開示とされた部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの、若しくは、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法第78条第1項第2号に該当し、または、市が行う事務若しくは事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第78条第1項第7号に該当する。

イ 全部不開示について

③及び④については、第1と同様である。

また、⑦については、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなることから、法第81条に該当する。

(2) 結論

よって、1のとおり答申する。

以上

審査会の経過

年 月 日	審 査 経 過
令和 8 年 1 月 1 5 日	実施機関から諮問書を受理（第 1 の諮問）
令和 8 年 2 月 2 日	実施機関から弁明書を受理
令和 8 年 2 月 1 0 日	審査請求人から反論書を受理
令和 8 年 3 月 2 3 日	実施機関から諮問書を受理（第 2 の諮問）
令和 8 年 4 月 1 3 日	実施機関から弁明書を受理
令和 8 年 4 月 2 0 日	審査請求人から反論書を受理
令和 8 年 5 月 2 5 日	第 1 回審査会 2 件の諮問に対する審査手続の併合の決定 審査請求人及び実施機関からの意見聴取 答申案の審議
令和 8 年 6 月 2 6 日	第 2 回審査会 実施機関からの意見聴取 答申案の審議
令和 8 年 7 月 2 3 日	第 3 回審査会 答申案の審議

坂戸市情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 広 瀬 泰 高

委員 木 原 匡

委員 渡 邊 祐 樹